

公益財団法人宇治市文化センターの解散について

1 設立経過

昭和 5 9 年	9 月	財団法人宇治市文化センター設立 (出資金 10,000 千円)
平成 1 8 年	4 月	指定管理者として宇治市文化会館を管理
2 3 年	4 月	公益財団法人へ移行

2 解散に至る経緯

指定管理期間が令和 3 年度末で終了することに伴い、公募により宇治市文化会館の次期指定管理者の選定を進めてまいりましたが、公益財団法人宇治市文化センターが指定されませんでした。

これを受け、同法人におきまして今後の業務について検討されました結果、同法人の目的とする事業の実施が困難であり、定款において法人の存続期間を令和 4 年 3 月 3 1 日と定められ、同年 4 月 1 日で解散されることとなります。

3 解散の手続き

令和 4 年

2 月 1 6 日	理事会	}	定款変更(残余財産帰属、存続期間、 清算人会設立等)の決議
1 8 日	評議員会		
3 月 3 1 日	公益財団法人宇治市文化センターの存続期間の満了		
4 月 1 日	公益財団法人宇治市文化センター解散		
4 月	解散登記(法務局): 解散後 2 週間以内 解散届(京都府): 解散後 1 か月以内		

(清算事務)

秋頃	清算人会、評議員会による決算承認 市へ残余財産の帰属 清算終了登記(法務局) 清算終了届出(京都府)
----	---